令和6年2月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和6年2月20日(火)午後2時00分から午後3時05分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館6階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

宮﨑美和、篠原智文、石山貴子

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育企画課長 白水哲也、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 森德雄、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古場真由美、学校給食課長 岡田和幸、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 山本功、厳木市民センター産業・教育課長 日武謙吾、相知市民センター産業・教育課長田口貴広、北波多市民センター産業・教育課長 大石紳太郎、肥前市民センター産業・教育課係長 松尾由美、鎮西市民センター産業・教育課副課長 黒田裕一、呼子市民センター産業・教育課係長 井手口信貴、七山市民センター産業・教育課長 渡辺幸千、教育総務課係長 竹下慎也、教育総務課職員 原周平

4 議 題

(1) 議案

議案第4号 唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要 な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則制定につ いて

【原案どおり可決】

議案第5号 唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則及び唐 津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を 改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第6号 唐津市教育委員会教育長の職務代理及び職務代行に関する 規則制定について

【原案どおり可決】

議案第7号 令和6年度唐津市教育の基本方針の策定について

【原案どおり可決】

- (2) 協議事項
 - ①唐津市学校給食衛生管理基準の見直しについて
 - ② 唐津地区 P T A 連合会と 唐津市教育委員会との連携と協力に関する協定 書について
- (3) 報告事項
 - ① 教育長報告
 - ② 各課報告事項
 - ・令和6年度当初予算の概要について
 - ・唐津市所蔵品展「動物と花 何で描く?」について
 - ・図書館の小さな美術館で学び舎プロジェクト2023 「唐松アートステューデント」について
 - ・共催及び後援について
 - 教育委員会行事予定
 - ③ その他

【定例会】

午後2時00分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として石山委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを 承認した。

〇教育長 (栗原宣康君)

今日は佐伯委員が欠席ですね。

それでは、議案に入ります。

議案第4号について、事務局お願いします。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

教育企画課でございます。議案集第1の1ページをお願いいたします。

議案第4号 唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則制定について御提案いたします。

この規則につきましては、公職選挙法におきまして、個人演説会がある場合に教育施設の学校等の使用する場所や、その料金を定めたものでございます。

提案理由にございますように、厳木小学校、箞木小学校、入野小学校、納所 小学校及び田野小学校を廃止し、新たに厳木小学校及び肥前小学校を設置し、 厳木小学校及び厳木中学校を併設校とすることに伴い改正するものでございま して、昨年10月の本委員会、また、12月の市議会にて御承認いただきまし た唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部改正に伴いまして、今回の一部改 正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

施行期日は令和6年4月1日でございまして、本議案を御承認いただきましたら唐津市選挙管理委員会に承諾申請をいたしまして、承諾後に規則の公布を行うこととしております。

一部改正内容の詳細につきましては、5ページから6ページにかけましての 新旧対照表を御覧ください。

表中の厳木小と箞木小に係る規定を削りまして、施設名の「厳木中」を「厳 木小中」に改め、また、納所小と田野小に係る規定を削りまして、施設名の 「入野小」を「肥前小」に、また、「入野小向島分校」を「肥前小向島分校」 に改めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第4号について質問や御意見はございませんか。

学校の統合に伴って規則の中の学校の名前が変わるという手続ですので、よ ろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第4号については御承認をいただきました。

議案第5号についてまいりますが、資料の差し替えがあっておりますので、 そちらのほうを御覧いただけたらと思います。事務局お願いします。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

教育企画課でございます。資料の訂正がございまして、申し訳ございません。 お渡ししております当日資料の8ページをお願いいたします。

議案第5号 唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則及び唐津市 立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定につい て御提案いたします。

先ほどの議案第4号と同様、厳木小学校、箞木小学校、入野小学校、納所小学校及び田野小学校を廃止し、新たに厳木小学校及び肥前小学校を設置し、厳木小学校及び厳木中学校を併設校とすることに伴い改正するものでございまして、10月の本委員会、12月の市議会にて御承認いただきました唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部改正に伴いまして、今回の一部改正となっております。

一部改正内容の詳細につきましては、13ページからの新旧対照表を御覧ください。

13ページから14ページにかけて、唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正新旧対照表となっております。

まず、厳木小学校区と箞木小学校区の所属地区を厳木小学校区にまとめてお

ります。今回まとめるに当たりまして、箞木小学校区に楠地区の一部、こちらは厳木高校前の川向こうにあります相知町楠の椴の木という地域がありまして、そちらが含まれておりましたものを相知小学校区の楠地区に今回まとめて整理させていただいております。

こちらは従前から弾力的運用で、箞木小か田頭小、または相知小と選択して 通学していただいておりましたので、今回これについては整理して、相知町の ほうの楠と一つにさせていただいておるものでございます。

また、入野小学校区、納所小学校区及び田野小学校区の所属地区を肥前小学校区にまとめ、「入野小学校向島分校区」の学校区名を「肥前小学校向島分校区」に改めております。

13ページの下のほうになりますが、厳木中学校区の所属小学校区の「箞木小学校区」を削り、「厳木小学校区」のみに改めております。

また、14ページですが、肥前中学校区の所属小学校区の「納所小学校区」と「田野小学校区」を削りまして、「入野小学校区」と「入野小学校向島分校区」を「肥前小学校区」と「肥前小学校向島分校区」に改めております。

続きまして、15ページから16ページにかけて、唐津市立学校体育施設の 開放に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表となっております。

資料の訂正の分に関しましては、一番最後の肥前中学校区の欄が続けておりましたので、今回、そちらを追加して当日資料として配付させていただいております。

この条例は、唐津市における地域住民のスポーツ活動の場として唐津市立小学校及び中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民等の利用に供することに関し、必要な事項を定めたものでございます。

15ページから16ページにつきまして、上段の屋内運動場と屋外運動場を合わせまして、「箞木小学校」、「厳木中学校」を削りまして、「厳木小学校」を「厳木小中学校」に改めまして、また、「納所小学校」、「田野小学校」を削り、「入野小学校」を「肥前小学校」に改めております。

次に、16ページの一番最後です。テニスコートについて、「厳木中学校」 を「厳木小中学校」に改めまして、小学校、中学校の順に整理するために「浜 玉中学校」の前に移動しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第5号について質問や意見はございませんか。

〇教育委員 (篠原智文君)

1つ、よろしいでしょうか。

〇教育長 (栗原宣康君)

はい、どうぞ。

〇教育委員 (篠原智文君)

この提案とは直接関係ないんですが、15ページの屋内施設の表で、剣道場が3中学校書いてありますけど、厳木中学校のほうにもテニスコートの横に、大きくはないんですが、剣道場があるんですが、それはなぜ載っていないんですか。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

厳木中学校の柔剣道場につきましては、社会体育施設ということで設置をされておりまして、便宜上、中学校の部活動とかで活用されておりますが、施設としては社会体育施設ということになっております。

〇教育委員(篠原智文君)

教育委員会の管理外ということですね。分かりました。

〇教育長 (栗原官康君)

ここでは、開放学校名の中でいきますと、小中学校は小学校の並びに入れているんですね。そういうことですね。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

はい。

〇教育長 (栗原宣康君)

何となくイメージとしては中学校のイメージがあるんですが、中学校のところになぜないかなと思ったら、小学校の並びに入っていて、分かりました。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

では、第5号議案については御承認をいただきました。ありがとうございました。

議案第6号について事務局お願いします。

〇教育総務課長(森 德雄君)

教育総務課でございます。議案集第1の17ページをお願いいたします。

議案第6号 唐津市教育委員会教育長の職務代理及び職務代行に関する規則 制定についてでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき指名する教育長職務代理者につきまして、任期等、また、事務局内での職務代行に関し、必要な事項を新たに定めるものでございます。

18ページをお開きください。

規則案の内容でございますが、4点ございます。

- 1点目に、職務代理者の任期を教育長が別の委員を指名する日までとするものです。
- 2点目に、職務代理者に事故があるとき、または欠けたときは、委員のうち 最年長者が臨時に教育長の職務を行うこととするものです。
- 3点目に、職務代理者は非常勤の特別職であるため、職務を円滑に進めるため必要と認めたときは、教育部長を職務代行者として置くことができることとするものです。
- 4点目に、職務代行者は、唐津市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の規定に基づき、その職務を行うことができることとするものです。

次に、施行期日等でございます。

施行期日は公布の日からとします。

経過措置としまして、この規則の施行の日の前日までに行われた職務代理者 の指名につきましては、なお従前の例によることとします。この経過措置は、 現在、篠原委員を令和6年3月31日までを任期として指名しておりますので、 そこまでを従前の例といたします。

次回、3月定例教育委員会におきまして、4月1日以降の職務代理者の指名を行う予定としております。そこからは任期を定めず、教育長が別の委員を指名する日までとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第6号について質問や御意見はございませんか。はい、どうぞ。

〇教育委員 (篠原智文君)

1点いいですか。

〇教育長 (栗原宣康君)

はい、どうぞ。

〇教育委員 (篠原智文君)

3の(4)のところの文言なんですが、職務代行者は、唐津市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任しというふうに――すみません、私がよく理解できなかったのは、教育長に委任しているのは、教育部長のことを指しているんですかね。

〇教育総務課長(森 德雄君)

これは、「職務代行者は」の後から規則名になっておりまして、唐津市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則という規則がございまして、教育委員会の権限事務を教育長に一部委任するといった規則等がございます。

その部分は、教育長の代わりに教育部長が職務代行者となって、その職務を 行うことができるようにするという規定にしております。

〇教育委員(篠原智文君)

規定の名称ということですね。

〇教育総務課長(森 德雄君)

はい。

〇教育委員 (篠原智文君)

分かりました。

〇教育長 (栗原宣康君)

教育長に何かあったときは職務代理者が職務を執行するんですよね、もとも とは。

〇教育総務課長(森 德雄君)

はい。

〇教育長 (栗原宣康君)

そして……

〇教育総務課長(森 德雄君)

いわゆる事務関係ですね。事務関係については教育部長に。

〇教育長 (栗原宣康君)

それは、(4)は職務代理者じゃなくて代行者なんですね。

〇教育総務課長(森 德雄君)

はい。

〇教育長 (栗原宣康君)

それには部長がなるということですね。

〇教育総務課長(森 德雄君)

どうしても職務代理者が非常勤の方になられるのでですね。

〇教育長 (栗原宣康君)

なるほど。

〇教育総務課長(森 德雄君)

いつもいらっしゃるわけじゃなくてですね。

〇教育長 (栗原宣康君)

2番でいうと、職務代理者に事故があったとき、または欠けたときは、委員 のうち最年長者がなるというふうにもう決まっとるとですね。

〇教育総務課長(森 德雄君)

決めたいと。

〇教育長 (栗原宣康君)

決めるわけ。

〇教育総務課長(森 德雄君)

はい。職務代理者の次の方を。

〇教育長 (栗原宣康君)

分かりました。よろしいですか。 「「はい」と呼ぶ者あり〕

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第6号は御承認いただきました。 議案第7号をお願いします。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

教育企画課でございます。議案集第1の22ページをお願いいたします。

議案第7号 令和6年度唐津市教育の基本方針の策定について御提案いたします。

提案理由といたしましては、学校、家庭及び地域の様々な教育的課題に対応 し、活力ある唐津市への発展を推進するため、令和6年度唐津市教育の基本方 針を策定するものでございます。

次ページから唐津市教育の基本方針改定案を載せさせていただいております。 前回の本委員会におきまして、教育委員の皆様には内容について5か所、字 句の訂正なども含めて説明させていただいたところでございます。

この基本方針は、唐津市の総合計画、教育大綱に即したものでございまして、 基本的に大枠の変更はあっておりません。こちら、ボリュームのほうが多うご ざいますので、それぞれの説明は割愛させていただきまして、前回御意見をい ただいて、変更を加える2か所について説明をさせていただきます。

34ページから見え消し修正版を載せておりまして、そちらの36ページをお開きください。

ページー番下の「もって給食を通じた地元愛を育んでいきます」というところの「もって」という字を削除いたします。申し訳ございません。こちら取消し線を引いておりませんで、線を引いて「もって」という文言を削除したいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、40ページをお開きください。

四角囲みの重点目標の項目で、地域社会活動の振興という項目を重複して記

載しておりました。こちらを削除しております。

この基本方針につきましては、御承認いただきましたら、例年6月に発行しております唐津市の教育に掲載いたしておりますが、運用自体は令和6年度当初からという形になります。

また、令和7年度に市の総合計画が、現在第2次なんですが、第3次として 改定されます。この改定作業を来年度、令和6年度に行うことになっておりま して、それと同時進行で市の教育大綱、また、こちらの教育の基本方針につい ても委員の皆様に御協議いただく予定としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第7号について質問や御意見はございませんか。

この間、かなり見ていただいたところだったんですが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第7号については御承認をいただきました。

次に、協議事項に入ります。

唐津市学校給食衛生管理基準の見直しについて、事務局お願いします。

〇学校給食課長(岡田和幸君)

学校給食課でございます。議案集第1の44ページをお願いいたします。

協議事項①、唐津市学校給食衛生管理基準の見直しについてでございます。

この協議事項につきましては、昨年2月の定例教育委員会におきまして、当時の調理場の状況に合わせまして、調理場直営自校方式、調理場直営センター方式、調理場委託センター方式の3つに分け、見直した基準をお示しさせていただきまして、協議をお願いしておりました。その後、議案を上程するに当たりまして、内容の確認を進めておったところでございます。令和5年7月には調理場直営のセンター方式でございました肥前、鎮西、呼子の3給食センターのほうを閉鎖いたしまして、翌8月下旬から西部学校給食センター、こちらのほうは調理場委託のセンター方式に該当しますけれども、この給食センターのほうを開設いたしました。

そのことに伴いまして、3つに基準のほうを定めておりましたけれども、1 つが必要なくなるということでございましたので、再検討をいたしました。結 果的に申しまして、現行の学校給食衛生管理基準を廃止いたしまして、新たに 自校方式とセンター方式の2つの基準を定めることといたしたもので、今回、 御協議をお願いするものでございます。

基準(案)についてでございます。別冊のほうでお配りしております。

別冊1のほうが自校方式、別冊2のほうがセンター方式でございます。ボ リュームがかなりございますので、現行の衛生管理基準との変更点について簡 単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、自校方式についてでございます。

まず1つ目は、資料の45ページのほうを見ていただければ、変更点を簡単にまとめておりますので、こちらのほうで説明をいたしたいと思います。

まず、給食の担当課についてでございます。

これまでは学校教育課、学校支援課という名称でございましたけれども、学校給食課というところに名称を変えております。これはセンター方式も同様でございます。

調理場の代表者についてでございます。

現行では校長とセンター長という表記をしておりましたが、自校方式につきましては学校長、センター方式につきましてはセンター所長という形で変更いたしておるところでございます。

この後は個別事案ということになりますので、自校方式のほうから説明を差 し上げたいと思います。

まず、食品の点検、いわゆる検収というところでございます。

その中で、現行では学校給食用パンについての残留農薬検査の実施をそれぞれ行うこととしておりましたけれども、現状といたしましては、もう既に学校給食会から今購入しておりまして、そちらのほうで検収が既に行われていることが分かりましたので、こちらの項目を削除させていただいているところでございます。

調理従事者の服装についてでございます。

これまでは、マスクの着用は午前中の作業に限るという形でさせていただきまして、布マスクについて毎日洗浄・消毒し、清潔に保つという表現でございましたが、新しく定めたものにつきましては、作業中はということで、午前中という縛りをなくしまして、作業中全般マスク着用ということにしております。なお、布マスクではなくて不織布マスクを使用し、作業終了後廃棄するということで考えておるところでございます。

次に、調理後の配食・配送時衛生管理についてでございます。

現行では共同調理場における衛生管理のほうを記載しておりましたが、自校 方式については配送時間というのがそもそもございませんので、こちらのほう を削除いたしまして、共同調理場のみの記載とさせていただいております。

最後になりますけれども、異物混入時の連絡体制についてでございます。

現行では給食センターも記載の中に含まれてございましたけれども、給食センターの分を削除しておるところでございます。

続きまして、46ページのほうをお願いいたします。今度は給食センター方式の変更点ということで記載をしております。

冒頭の給食担当者と調理場の代表者につきましては、先ほど御説明いたした とおりでございます。

個別事案に参ります。衛生管理の組織図についてでございます。

現行では自校式についてのみ記載がありまして、センター方式による組織図のほうが記載されておりませんでしたので、今回、新規で給食センターに関して記載をしておるところでございます。

食品の検品については、先ほど御説明いたしましたとおり、学校給食用パン については学校給食会のほうが行っているということで削除いたしております。 調理従事者の服装についてでございます。

マスクの件は先ほど御説明したとおりでございますけれども、白衣の区分について、これまでは下処理室用、調理用、配缶用、洗浄室用の4種としておりましたけれども、現状といたしまして、調理従事者のほうの配缶用というところを削除いたしまして、下処理室用、調理用、洗浄室用ということで記載をしているところでございます。

続きまして、施設管理の基本というところでございます。

これまでは長靴を使用する際の事項を規定ということでしておりましたけれ ども、現状といたしまして長靴のほうは使っておりません。短靴のほうを今使 用しておる関係上、長靴は原則使用禁止ということにしております。

調理関連施設の利用者についてでございます。

現行ではウェット施設であってもドライ運用を原則とする旨を規定しておりましたけれども、東部給食センターと西部給食センターも併せて今ドライ運用になっておりますので、ドライ運用に修正をいたしております。

設備一覧についてでございます。

これまで調理員と栄養教諭等という記載をしておりました。新しく記載する ものにつきましては、調理従事者、栄養教諭等という形の表現に変えておりま して、実際は調理委託を東部学校給食センターへお願いしているところでござ いますので、調理員という表記が好ましくないかなということで今回変えてお るところでございます。

食器具類の清掃管理でございます。

現行では牛乳保冷庫、ざる受台、ガス回転釜という記載をしておりました。 これらの施設については、現行の給食センターには既にない施設でございます ので、こちらのほうを削除しておるところでございます。

調理作業の衛生上のポイントについてでございます。

これまでは手洗いについて記載をしておりましたけれども、原則食器洗浄機を使うこととしておりますので、その内容に修正をいたしておるところでございます。

調理後の配食・配送時衛生管理についてございます。

これまでは一般的な作業の流れを記載しておったところでございますが、新 しく定めたものにつきましては、現在、給食センターで運用している流れに合 わせた形での記載をいたしているところでございます。

一番最後につきましては、先ほども説明いたしましたが、これまでは調理場と学校を併せて記載して、自校式調理場の例を書いておりましたけれども、今回、自校式調理場の分は削除いたしまして、給食センター分のみを給食セン

ター方式には記載する形で変更をしておるところでございます。

簡単ではございますけれども、以上で説明のほうを終わらせていただきたい と思います。御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

何かございますでしょうか。質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、先へ参ります。

唐津地区PTA連合会と唐津市教育委員会との連携と協力に関する協定書についてお願いします。

〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

生涯学習文化財課でございます。47ページをお願いいたします。

唐津地区PTA連合会と唐津市教育委員会との連携と協力に関する協定書についてでございますが、唐津地区PTA連合会と唐津市教育委員会との連携・協力により互いの発展に寄与するため、唐津地区PTA連合会と唐津市教育委員会において協定書を締結するものでございます。

主な内容でございますが、唐津市の教育上の諸課題に対し、唐津地区PTA連合会及び唐津市教育委員会が包括的に連携・協力することで、児童・生徒の健全育成や家庭、地域、学校の連携の推進等に寄与し、唐津市の教育の充実と振興を図ることを目的としております。

協定書の案を次の48ページに掲げております。

目的は先ほど述べたようなことですが、連携・協力する事項といたしましては、唐津市の教育施策に関する事項、唐津地区PTA連合会の活動方針に関する事項、その他市とPTA連合会が必要と認める事項となっております。

また、第3条ですが、前条の連携・協力事項を円滑に推進するための連絡会 議を設置するといたしております。

期間等、補則がございまして、唐津地区PTA連合会会長と教育長名での締結書を案と考えているところでございます。

49ページに市町PTAと市町教育委員会との連携・協力推進事業実施要項 (案)というものを掲載しております。

まず、この協定書締結を検討するに至った経緯でございますが、PTA連合会から市教委にこのお話があったものでございます。佐賀県PTA連合会は共済事業の安全互助会を1989年から発足して、その事業を行われておりました。2006年の保険業法改定により任意団体の共済事業が禁止されまして、この事業を終了されております。その残高をこれまでは安全互助会基金として積み立てられ、PTA活動に活用されてきたところでございます。

今年度、九州ブロック研究大会佐賀大会の開催がございました。そのブロック研究大会にその基金を充てられていたんですが、この基金を取り崩して大会の開催経費に充てられたことで一応のめどが立たれたそうで、この基金を廃止し、残額を有効に活用するために市町教育委員会に寄附するということを考えられたところです。そのお話が市町教育委員会にあったところでございます。

その寄附に当たっての事業主体は市町の教育委員会となります。

対象事業としては、PTA連合会と市町教育委員会で構成する連携・協力会 議等を組織して実施する事業ということも案として持たれております。

寄附の決定に関しましては、PTA協議会と市教委が包括的に連携・協力する協定を締結し、協力事業を実施することが認められれば寄附を決定するという考えをお持ちです。

寄附金の使途としては、先ほどの協定書にもありましたように、連携・協力協定を推進するための事業に係る経費、連携・協力会議等の開催に要する経費は対象外にするとか、そういったことを考えておりまして、寄附の期限は令和7年3月31日までとすると考えてあります。

次のページに、事業の流れのフロー図が描かれております。

この活用事業に関しましては、令和5年度内に協定締結をすることが必要と考えておられるようです。

51ページに市町ごとの配分額というのがありますが、児童数、生徒数の割合ですとか、均等割とか、その辺りを考慮して寄附額を検討されていると伺っているところです。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

何か質問や御意見はございませんか。

寄附の決定のところに、県PTA連合会は、市町のPTA協議会等と教育委員会が包括的に連携・協力する協定を締結し、協力事業を実施することが認められれば寄附をするというようなあれがあるんですよね。ということは、連携事業をするということであれば寄附がなされるということですよね。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

まずは、協定を結ばれている市町の教育委員会がその事業をするということ が整えば寄附をされるということと考えております。

〇教育長 (栗原宣康君)

だから、何か事業を起こさないかんということになるんですけど、その事業の中身については、まだ今から協議をするということでよかですよね。

〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

そうですね、協定の締結後にPTAと市教委で対象事業について協議、検討 を行いました上で事業を決定することになろうかと考えております。

PTAからは、市教委の課題解決につながる形、事業にしてもらいたいというような思いを持ってあると伺っております。

〇教育長 (栗原宣康君)

ですよね。新たな事業を起こさなくてはならないという規定はないということでよかっですよね。

〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

はい、そのとおりでございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

何かありませんか。

だから、決して新規に事業を起こして、それには使っていいよというくくり と限定されていることではないですよということを今聞いたところです。

〇教育委員 (篠原智文君)

ということは、今までやっている事業をその趣旨にかぶらせて、認められれ

ば支給されるということですか。

〇教育長 (栗原宣康君)

そうだと理解しています。

〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

そのように伺っております。

〇教育長 (栗原宣康君)

新たにやるとなったら、どこの市町もなかなか難しくなるかなと思うんですね。

〇教育委員 (宮﨑美和君)

例えば、どういう事業があるんですか。

〇教育長 (栗原宣康君)

かなり幅広く考えてよいというふうに聞いています。

まだこの要項も案の段階で、県Pの中でもこの中身について検討されている という御説明だったですね。この10ページは、案のままここに上がってきて おるんですよね。

〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

現時点での佐賀県 P T A 連合会さんの案をそのまま載せさせていただいております。

〇教育委員 (石山貴子君)

寄附の決定は佐賀県 PTA連合会がされるんですか。

〇教育長 (栗原宣康君)

そうです。ただ、先ほど申し上げたように、各自治体がその事業の実施に当たって新たなことを起こしたりとか、何か事業を増やすとか、そういったことでの負担にかかるような形でというのは考えていないというふうに話を聞いています。ただ、それをどのように整理したらよいか、まだ終着にはたどり着いていないとですけれども、まずはこの連携協定を結んで、一緒に考えさせていただくという段階にたどり着きたいということで先日お話があって、そのお話を伺っている限りでは、協定は今の段階で結べるのかなというふうに思っています。

〇教育委員 (石山貴子君)

分配額がそのまま下りてくるのではなくて、佐賀県のほうで管理されるんで すか。

〇教育部長(中山 誠君)

お話を伺う中では、管理は、例えば、唐津地区の連合会を経由して寄附のお金がこっちに来るというわけではない。あくまで今のところでお話を聞いています。要は県Pのほうから各市町の教育委員会に直接御寄附のお金が来ると。

管理と申しますか、どういった使い方かは今から話されるんですけど、どういった使われ方がなされるかによって管理が出てくる可能性があります。例えば、この配分額ですね、寄附を受けて、このお金を全部、市教委のほうで1年で使うということであれば、お金の管理自体は各市町のPTA連合会、例えば、唐津市のPTA連合会にお金の管理は発生しないんですね。県Pから唐津市に直で来て、唐津市がいただいたお金で1年間事業をすると。

ただ、例えば、そのお金を1年で使い切れないとか、1年で使うのではなくて複数年でやっていこうかということに仮になったとすれば、直で唐津市のほうに下りてくるんじゃなくて、唐津地区連合会のほうに一旦入って、初年度分、2年度分、3年度分という形でなされる可能性といいますか、その辺りもまだ今から協議されるというところで伺っています。

〇教育委員(石山貴子君)

唐津市PTAの事務局は1人でされていますよね。結構この額は負担だなと 思いまして。

〇教育部長(中山 誠君)

唐津市Pのほうで話を伺ってみると、石山委員さんおっしゃったとおり、先ほど教育長のほうからも新たな事業を起こして各教委の負担になるというのは望まれていないけれども、せっかくこういった形で御寄附をいただくということで、市の事業により寄与するようなやり方を検討したいということで聞いています。まだそのお金の流れとか、実際どういった形の事業に使わせていただけるかというのは本当に今からというところで伺っています。

〇教育委員(石山貴子君)

今からですね。

〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、先へ参りたいと思います。

報告事項に入ります。

教育長報告です。別紙を御覧ください。1枚物があると思います。

昨日でした、創価学会より図書購入で高島小学校に100冊本を頂きました。 それは高島小学校がいろいろ選択をして、こんなのが欲しいと、ポプラディア という百科辞典だったりとか、いろんな本がありましたし、それから書架も寄 贈いただいて、昨日は先方から5名おいでになられて、合計では7名来られた んですけれども、高島で子どもと先生方に贈呈式、それから、市長からの感謝 状を私のほうから贈呈したということがございましたので、報告をいたします。 以上です。

それでは、各課の報告事項です。

令和6年度当初予算の概要について、事務局お願いいたします。

〇教育部長(中山 誠君)

私のほうから御説明いたします。

資料のほうは2種類お配りしていると思います。分厚い報告事項①と、その概要版たる①-2ですね。こちらのほうは、来週から始まります議会の定例会に上程する教育委員会所管の来年度予算についての説明書が分厚い①のほうでございます。ただ、こちらのほうはボリュームが非常に多うございますので、後もって目を通していただくということで、本日は報告事項①-2の概要版のほうで御説明させていただきたいと思います。

1ページをお開きください。

こちらのほうは、どういった事業が上がっているかというと、まずは新規事業ですね、新たに始める事業、それから、継続事業といいまして複数年度にわたって取り組む事業、それから、それ以外であれば特段、非常に重要であると

いった意味合いの事業、そういった3種類の事業を挙げています。

1ページから御説明いたします。

特別支援教育費ということで、主に支援を要する児童・生徒に対する生活支援員の配置、あるいは病気のお子さんに関する医療的ケア看護職員の配置と、そういったものが主なものになっております。

ちなみに生活支援員の配置数は、本年度、令和5年度は81名だったところ、 4名増の85名を来年度配置予定ということで予算のほうをお願いしたいと考 えております。

次、小学校特別教室空調設備整備事業費ということで、こちらのほうは普通 教室のエアコンの設置を終わった後、今度は特別教室の中で特に頻度が高い理 科室、音楽室について空調設備をつけるということで事業を行っております。

昨年度から事業を行っておりまして、昨年度は中学校と中学校に併設する小学校の分のエアコン設置の実施設計、設計業務を行いました。小学校の特別教室の事業といたしましては、先ほど申し上げた中学校との併設の小学校5校ですね、竹木場、馬渡、加唐、小川、七山、こちらのほうの工事を中学校と併せて行う。あわせて、再来年度、令和7年度以降、今度は小学校のほうの理科室、音楽室にエアコンを設置しますので、そのための基本実施設計を令和6年度に行うということでお願いしております。

次のページ、2ページになります。

内容といたしましては、今、統合の準備を進めております竹木場小、大良小、 切木小の3校統合のための経費が主になっております。閉校式典の開催であっ たり、校名版の作製、引っ越し運搬、それから屋内運動場、体育館の一文字幕 の作成であるとか、あとは靴箱の増設、トイレの改修等々の経費になります。 厳木小分と書いておりますが、こちらのほうは来年度、本年4月に統合いたします厳木小の部分で、スクールバスの乗降場所についてグラウンドを予定しておるんですけれども、こちらのほうの舗装工事を予定しております。実はこちらのほうは、地域とか保護者の方と調整が終わったのが昨年の秋口でして、それから補正予算ということも考えたんですけれども、グラウンドには既に子育て支援課のほうで児童クラブのプレハブを建てている最中でございまして、工事がなかなかできないということで新年度に上げさせていただいております。

その下でございます。中学校特別教室空調設備整備事業費、小学校で申し上げましたけれども、中学校のほうは令和5年度に基本実施設計を行って、令和6年度に空調設備を設置するというところで、第一中を含め全部で17校について理科室、音楽室への設置を行います。鏡中が入っておりませんが、鏡中につきましては、今、大規模改造工事を進めておりますので、大規模改造工事の中で設置するというところで事業を進めてまいります。

次のページをお願いいたします。

3ページ目、一番上から鏡中学校の長寿命化改良事業ということで、これは 令和5年度から着手している先ほど申し上げました長寿命化、大規模改造と校 舎の増築を行っております。こちらは本年度から令和8年度ということで事業 を行ってまいります。

次です。
新、これは新規事業になります。西唐津中学校長寿命化改良事業費ということで、西唐津中は老朽化が進んでおりますので、令和5年度にはまず調査測量を行いまして、鏡中同様、長寿命化の事業を進めていくというものでございます。

その下が公民館類似施設整備補助金ということで、こちらは唐津市の公民館以外、地区で持たれている、いわゆる類似公民館と申し上げている部分なんですが、そちらのほうで施設の整備、エアコンの取替えだったり、外壁の改修であったり、屋根改修であったりと、そういったものに対して経費の5分の3を市で補助しますというものでございます。

そういった計画的に行う工事以外に、例えば、風水害とかの災害等で突発的に壊れたとか、これについても別途100万円の予算で、補助率3分の1で補

助を行うという事業でございます。

次、4ページです。公民館エレベーター設置事業費ということで、今現在、 成和公民館のほうで事業を進めております。今年度、設計等を行いまして、令 和6年度、実際にエレベーターの設置工事に入るという流れでございます。

その下、こちらも新規事業です。鏡公民館長寿命化改良事業費ということで、 鏡公民館はもともと古代の森会館ということで使用しておりましたが、本年度 から正式に公民館という位置づけをしております。その中で、今まで古代の森 会館で使っていた展示室、出土した遺物とか、そういうふうなものを提示して いる部屋というのがございましたが、ここでやる長寿命化改良は一般的な建物 の寿命を延ばす工事とプラスして、先ほど申し上げた展示室について、展示室 から公民館の部屋に用途が変わりますので、建築基準法上の用途を変えるため の工事というものを行う予定でございます。

令和6年度につきましては、まず、事前調査設計ということで、アスベスト の含有分析調査と基本設計を行う予定です。

その下に東唐津公民館長寿命化改良事業費というのがございます。こちらのほうは、今年度調査を行っておりまして、来年度に関しましてはエレベーターの設置に伴う地質調査と長寿命化改良工事の基本・実施設計を行う予定でございます。

その次の外町公民館移転改築事業費でございます。こちらのほうは、本年度、 事前調査等を行っております。来年度は造成設計と基本設計を行います。造成 設計というのは土地の造成に係る部分でございますが、外町公民館に関しまし ては、計画として、2段に土地が分かれているんですけれども、上の段にある 社会体育館をまず壊して、そこに公民館を建てて、それが建って運用を開始し た後に下の段、今ある公民館、コミュニティセンターですね、これを壊すと、 そして、駐車場にするという流れで進めてまいります。

造成設計というのは、上の段、今、社会体育館があるところを、社会体育館を壊して、段がついておりますので、のり面が結構脆弱というか、弱くなっておりますので、それを補強するための、いわゆる造成設計というものを行います。

次のページでございます。こちらも新規事業です。

新規事業と申しますか、新とはついておりますが、先ほど申し上げた外町公民館の改築事業費の中で行う社会体育館の解体の事業でございます。別に事業立てしているというのは、解体のほうが1年ではちょっと終わらないんですね。というのが、国スポの関係で来年11月までは解体ができないと。国スポで使用するというところで、それまでは解体ができずに、そういった都合上、単年度では事業が終わらないことから別に事業立てして、2か年度の継続事業で解体を行っていくという形で予算をお願いしております。

その下、これも新規事業ですが、特別史跡名護屋城跡並陣跡史跡等買上事業費ということで、佐賀県のほうで前田利家陣跡の整備事業を予定されております。それに先立って、底地、土地のほうを唐津市で買い取るという事業でございます。

その下、歴史民俗資料館保存整備事業費ということで、歴史民俗資料館の整備につきましても今年度から事業化をしております。来年度につきましては基本設計ですね、こちらはどういった活用をしていくのかという活用面の調査検討を含む基本設計を行います。

次のページをお願いいたします。こちらも新規事業になっております。

この6ページの3つの事業につきましては、全部学校給食費に係るものでございます。一番上が食材購入費ということで、従前から申し上げておりますとおり、来年度、本年4月から学校給食の会計を全部唐津市が担うという公会計化を行います。それに伴って当然食材費は、今まで給食センターとか、学校であるとか、給食調理場ごとに買っていたものを全部唐津市のほうで調達するというところで、食材購入費の予算をお願いしております。

真ん中でございます。こちらは完全に新規の事業になるんですけれども、多子世帯学校給食費の免除ということで、そこに書いてありますとおり、18歳までの子どもが3人以上いる世帯の子どもさんのうち第3子以降、3人目の子供さんより以降ですね、3人目、4人目、5人目とか、そういった子どもさんの給食費を市が補助というか、助成するという事業でございます。保護者の給食費の負担軽減を、多子世帯の方の分について負担軽減策を行うというもので

ございます。

真ん中の分については、事業費とかに傍線が入っておりますが、これはその上の部分で購入する食材の購入費、うちが買う食材の支出分の財源として給食費をいただくわけですけれども、その給食費を第3子以降の分は取らない、いただかないという形になりますので、予算の財源のところは傍線になっております。

一番下ですけれども、多子世帯学校給食費助成金ということで、これはどういったものかというと、アレルギーとかをお持ちの子で学校給食を食べたくても食べられないというお子さんに関しては、何らかの代わりのお弁当を家のほうで持たせてあります。そういった部分について給食費相当額を、その御負担に対して市のほうから助成金を交付するという措置でございます。こちらのほうは、今のところ対象児童・生徒数20人というふうに見込んでおりますが、現時点ではアレルギーを原因としてお弁当とかを持ってこられている子どもさんは20人もいらっしゃらないんですけれども、実際年度途中で、どういった状況になるか分からんというところで、マックスで20人を想定して予算組みをさせていただいています。こちらのほうは代替のお弁当ということで、それぞれ負担をされているお金に対して給食費相当額を助成するということで考えております。

駆け足になりましたが、説明は以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

ありがとうございました。

それでは、先へ参ります。

近代図書館のイベントについて、2件続けてお願いします。

〇近代図書館長 (藤井浩司君)

議案集第1の52ページをお開きください。

近代図書館では、唐津所蔵品展「動物と花 何で描く?」を開催いたします。 内容は、市所蔵の絵画とそれを描いた画材を一緒に展示いたします。会期は 令和6年3月12日火曜日から3月31日日曜日までで、月曜日と20日の祝 日は休館となります。開催場所は1階美術ホールで、時間は午前10時から午 後6時までとなっております。入場は無料です。

続きまして、53ページをお開きください。

図書館の小さな美術館で学び舎プロジェクト2023、唐松アートステューデント、松永李音「ちまちまの世界」を先ほどの唐津市所蔵品展と同時開催いたします。

松永李音さんは必ず出身で、現在は多摩美術大学生産デザイン科に在学中です。今回が初の個展ということで、今後、芸術家として期待される方でございます。

会期、場所等につきましては、同時開催で一緒でございます。ぜひ御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、共催及び後援について、教育総務課お願いします。

〇教育総務課長(森 德雄君)

教育総務課でございます。議案集54ページをお願いします。

共催及び後援につきましては、共催が1件、後援が7件、合計8件でございます。行事名及び主催者名は一覧表を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

引き続き、行事予定をお願いします。

〇教育総務課長(森 德雄君)

行事予定でございます。55ページをお願いします。

令和6年2月21日から3月25日までの主な行事予定でございます。

3月5日18時から臨時教育委員会を開催します。委員の皆様、大変お忙しいとは存じますが、出席をお願いします。

3月22日、唐津市立小・中学校の修了式がございます。

次に、閉校式の予定を申し上げます。

3月22日14時から納所小学校、3月23日9時から箞木小学校、10時から厳木小学校、13時30分から田野小学校、15時から入野小学校で開催

されますので、委員の皆様は御出席をお願いします。

その他行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御覧いただき たいと思います。

以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

その他、報告事項はありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、次回定例教育委員会の日程でございますが、3月28日14時からここで開催させていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

今申し上げましたけれども、臨時を5日の日に予定させていただいておりま すので、おいでください。よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして1月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。